

第 13 号様式（第 31 条関係）

大磯町監査公表第 10 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定より、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 30 年 8 月 7 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 奥津 勝子

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査

2. 監査の対象部課等
町民福祉部町民課（一般会計分のみ）

3. 監査の範囲及び事務
平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された平成29年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間
平成30年6月16日から平成30年7月17日まで

5. 監査の方法及び監査項目
平成30年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。

なお、監査に際しては、監査対象課である町民課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要

戸籍、住民基本台帳に関すること、個人番号交付、国府支所の運営及び維持管理、自治会組織との連絡調整、男女共同参画、消費者行政、地域会館等の維持管理、交通安全、防犯対策、自転車駐車場の整備及び維持管理、国民年金に関する事務、また、今回の監査の対象外だが、国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果

平成29年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(要望)

- ・自転車駐車場使用料の滞納について、法令等を研究し、対応を検討されたい。
- ・時間外勤務数について、その削減に取り組んでもらいたい。